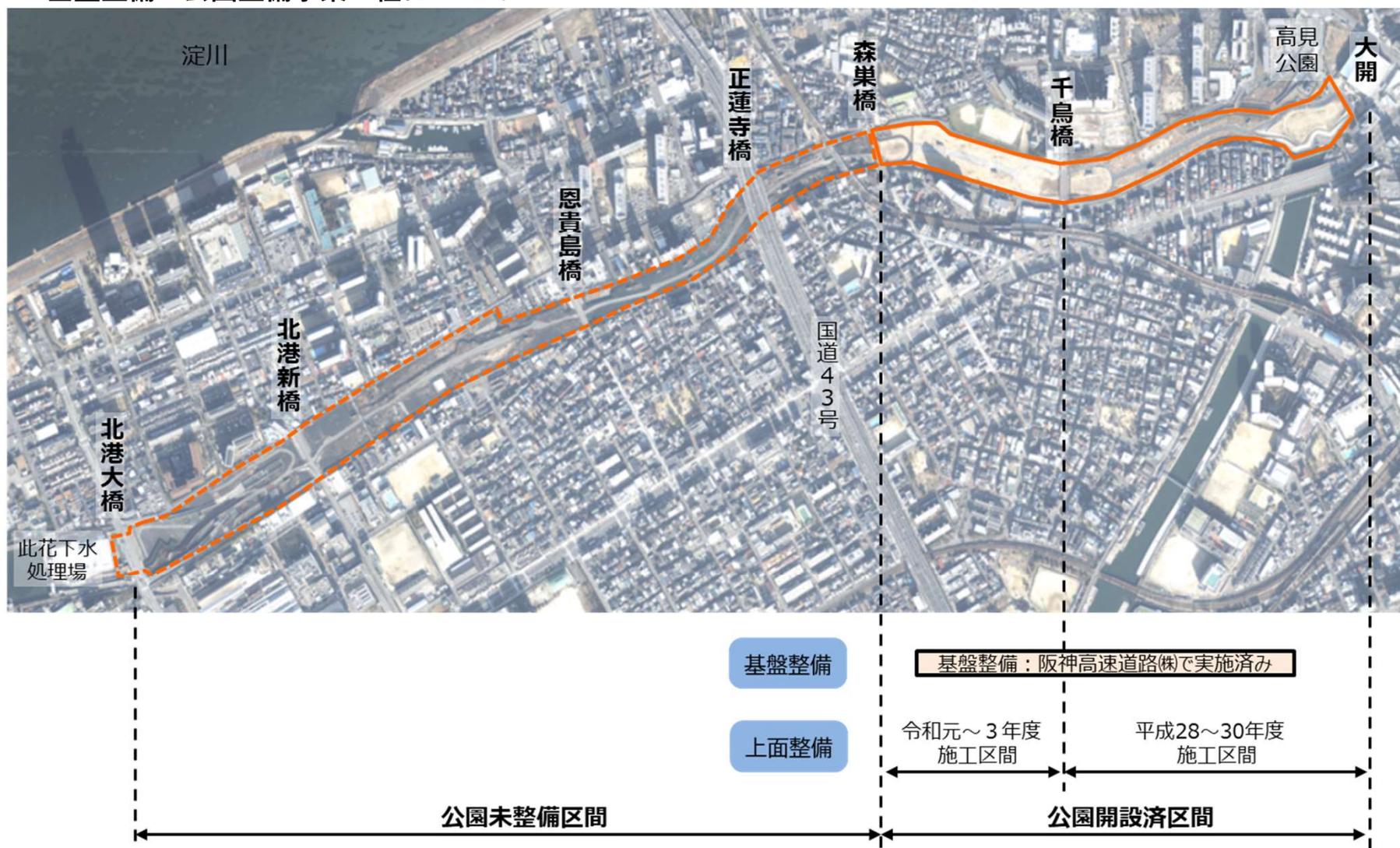


1. 基盤整備について

- ・ 本事業の基盤整備については、阪神高速道路(株)が河川内の地下道路整備とあわせて、現場発生土を埋戻して地盤を整備する為、基盤高さ等を定めた基盤整備計画を検討し、大阪府・大阪市・阪神高速道路(株)で構成する「正蓮寺川総合整備事業推進協議会」（平成27年3月20日開催）に諮ったうえで、関係機関で合意している。
- ・ 基盤整備は、阪神高速道路(株)が事業主体であるが、平成28年度以降は大阪市が引継いで事業を実施している。

基盤整備・公園整備事業工程について



2. 現地発生土の取扱い

- ・本事業で発生する土の処理方針は、『正蓮寺川総合整備事業推進協議会（以下、協議会）』において、区域外処分せず区域内で埋め戻し、大阪府の『大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会（有識者会議。以下、審議会）』において、発生土の上に3cmのアスファルト舗装を敷設し直接摂取を防止する対策が決定されている。
- ・なお、上面（公園及び歩行者専用道路）整備では、アスファルト舗装の上に50～87cmの客土等を整備している。

3. 基盤高さの確認

- ・令和5年度末に此花下水処理場ポンプ場が通水する見込みとなったことから、同年、大阪市において基盤整備工事に向けて現場等を測量
➡仮置き土の埋戻し、敷均しの計画量を精査した結果、計画基盤高さの変更が必要となることが判明。

4. 基盤整備計画の見直し（基盤高さ変更）

- ・協議会及び審議会で決定された方針（区域外処分せず区域内で埋戻し）に従い、区域全面において現在の計画基盤高さを変更する見直しを検討
➡追加盛土（約0～0.9m）を行う基盤整備計画の変更を行う予定である。

